

# 品目横断的販売促進緊急対策事業（Q&A）

令和2年11月18日

## 1. 全般

Q1：本事業の対象となる品目を教えて欲しい。

A：本事業の対象となる品目は、新型コロナウイルスの感染拡大に伴うインバウンド需要の減少、輸出の停滞や緊急事態宣言による外食需要の減少等により、在庫の滞留、価格の低下、売上げの減少等が生じている農林水産品目を対象品目としています。

具体的には、「牛肉、野菜・果実（メロン、マンゴー、いちご、さくらんぼ）、茶（リーフ茶）、水産物（マグロ類、ホタテガイ、ブリ類、マダイ、フグ類、ウナギ）、花き、つまもの類（わさび、大葉、たけのこ）、そば、ジビエ（イノシシ肉、シカ肉）、中食・外食向けの米」が、現時点で対象となっています。より詳細な対象品目については、品目横断的販売促進緊急対策事業実施要領の「第3 事業の内容等」に記載の各実施要領をご確認ください。

また、対象品目に関するご質問については、それぞれの実施要領担当課（牛肉：食肉鶏卵課（03-3502-5989）、野菜・果物、つまもの類：園芸作物課（03-3502-5958）、茶：地域対策官（03-6744-2117）、水産物：栽培養殖課（03-3501-3848）、花き：園芸作物課（03-6738-6162）、そば：地域作物課（03-6744-2115）、ジビエ：鳥獣対策・農村環境課（03-6744-7176）、中食・外食向けの米：農産企画課（03-6738-8973）にお問い合わせ願います。

Q2：事業計画と補助金の関係を教えて欲しい。

A：補助金は、交付決定を受けた事業計画に記載の事業を実施する場合に交付されます。仮に、事業計画に記載の内容と異なる事業を実施した場合、補助金の一部又は全部が交付されない可能性がありますので、事業計画には実施する予定の事業を漏れなく詳細に記入してください。

Q3：各事業において、広告宣伝費を使って対象品目の購入者に商品券、ポイント等を還元することは可能か。

A：広告宣伝費については、実施要領別表2において「事業を実施するために必要な・・・広告宣伝費」と定められていますが、これは、販売促進キャンペーンの周知のため、広く一般に向けて行う広告・宣伝に必要な経費を対象としています。

したがって、対象品目の購入者を対象としてポイント、商品券等を還元するような、いわゆる販売促進費に相当する行為はこれに該当せず、広告宣伝費の対象外となります。仮にそのような行為に広告宣伝費が充てられた場合、補助金の目的外使用となり、返還の対象となりますのでご注意ください。

Q 4 : 本事業以外で国の補助金の交付をうけることはできるのか。

A : 事業実施主体は、国産農林水産物等販売促進緊急対策事業実施要項 5 の 1 の規定に基づき事業実施計画を作成し、その中で成果目標を定めて、事業終了後に事業成果の報告を行います。本事業以外で国の補助金の交付を受けた場合、本事業による効果の測定が困難になるため、本事業以外で国の補助金の交付を受けることはできません。

## 2. インターネット販売推進事業

Q 1 : この事業の補助事業者には、どのような者が応募できるのか。

A : 今回募集する補助事業者は、農林水産省に代わって補助金の交付事務を行う者ですが、2つのスキームを想定しています（直接補助事業と間接補助事業）。

実施要領別表 1 の 1 の (1) の インターネット販売サポート事業 では、別途農林水産省が公募・決定する委託事業者（以下「委託事業者」という。）が構築予定のプラットフォーム（インターネット販売サイトにより構成）と連携して、実際に事業を実施する（＝送料を負担（立替）する）当該各サイト事業者と委託契約を結び対象品目のインターネット販売に係る送料支援を実施する者を募集します（直接補助事業）。

一方、実施要領別表 1 の 1 の (2) の インターネット販売側面的支援事業 では、農林水産省に代わって補助金の交付事務を行う者を募集します。本補助事業者として採択された後、実際に事業を実施する（＝送料を負担（立替）する）事業者を募集し、当該事業者の事業計画の審査、補助金の交付手続、プラットフォーム参加サイトとの連携支援等を実施します（間接補助事業）。

Q 2 : 具体的に補助対象となる経費はなにか。

A : 2. Q 1 のプラットフォーム参加サイトが作成する特設ページに掲載された商品を消費者が購入した際の送料です。

Q 3 : 1. Q 1 の品目をプラットフォーム参加サイトで販売したい生産者等は、具体的にはどのような手続を行えば良いのか。

A : 2. 下記リンク先から登録をお願いします。電話番号は、0570-023-064 です。  
<https://www.ec-hanbai-suishin.jp/>

Q 4 : 出品について、県の農協や漁協などで取りまとめて申請することは可能か。それとも生産者個人での申請に限られるのか。

A : 2. Q 1 のプラットフォームの参加サイトへの掲載に際しては、当該サイト側との掲載手続が生じるため、代表者（農協、漁協等）が出品をまとめた上で申請していただくと、事務手続の観点からより効率的に進みます。他方で、生産者等個人に

よる出品・申請も可能なので、販路拡大の観点からも、本事業を活用したインターネット販売サイトへの出品を積極的に御検討ください。

Q 5 : 実施要領別表 1 の 1 の ( 2 ) の インターネット販売側面的支援事業 の事業実施者は、どのような事業者を想定しているのか。

A : 本事業による出品数はかなりの規模となることが想定されることから、広域圏での国産農林水産物等の取りまとめが可能な農協・漁協などの団体を想定しています。

### 3. 食育等推進事業

Q 1 : 本事業はどのような事業なのか。

A : 本事業は、子ども食堂、学童保育、保育園等が取り組む食育活動に対して、当該活動の一環として提供する食事の原材料（対象品目に限る）や、食育活動に要する経費を支援する事業です。

Q 2 : 本事業には、どのような事業者が応募できるのか。

A : 子ども食堂等が行う食育の取組みについて、都道府県域や、それに相当する複数市町村の範囲を取りまとめることができる団体が応募できます。

Q 3 : 具体的に支援の対象となる経費はなにか。

A : 子ども食堂、学童保育、保育園等に提供する食事の原材料（対象品目に限る）の調達に係る経費と、農林水産物や農林水産業、農山漁村への理解を深める食育活動に係る経費（食育活動を実施する生産者や料理人、食育専門家などへの謝金等）が支援の対象です。

Q 4 : 本事業を活用するためには、具体的にはどのような手続きを行えば良いのか。

A : 補助事業者が事業者を募集しており、詳しくは以下のリンク先を御覧ください。また、電話番号は、03-4477-2885 です。

<https://syokuikusuishin.jp/>

### 4. 農林水産物の販路の多角化推進事業

Q 1 : 本事業はどのような事業なのか。

A : 本事業は、外食店を営む事業者が、対象品目を使って、デリバリーや店頭販売（テイクアウト）向けに、新たに取組を始める場合や新商品（新メニュー）を開発する場合に、食材費（対象品目に限る）や容器・包装代に要する経費について支援します。なお、支援対象は、試作期間（2～4週間程度を想定）に販売する新商品に係るものとなりますが、同一の取組や新商品でなければ複数回の実施が可能です。

Q 2 : 本事業に参加したい生産者や飲食店等は、具体的にはどのような手続きを行え

ば良いのか。

A：4. 補助事業者が、出品を希望する生産者等とデリバリー等に取り組みたい事業者（飲食店等）の募集を行っています。詳しくは以下のリンク先を御覧ください。また、電話番号は0120-905-587です。

出品を希望する生産者等：<https://pr.gnavi.co.jp/promo/foodmall-exhibitor/>  
事業の活用を希望する飲食店：<https://foodmall.gnavi.co.jp/pr/>

Q4：デリバリーを始めてみたいが、提携先の企業はどうやって探せば良いのか。

A：4. 補助事業者や委託事業者が募るプラットフォームへの参加に賛同していただいたデリバリー事業者を御紹介する予定です。なお、その後の具体的な手続きは、個別の契約に係るものとなりますので、飲食店等がデリバリー事業者と直接行っていただくこととなります。

Q5：デリバリーを始める際の登録費用や広報費などは支援の対象経費となるのか。

A：原則として、対象品目を使って、デリバリーや店頭販売（テイクアウト）向けに、新たに取り組を始める場合や新商品（新メニュー）を開発する場合に、食材費（対象品目に限る）や容器・包装代に要する経費以外は、支援の対象外です。

## 5. 地域の創意による販売促進事業

Q1：具体的に補助対象となる経費はなにか。

A：事業者が、地方公共団体が運営する協議会や生産者団体等と連携して、スーパーマーケットや道の駅等で取り組む販売促進キャンペーン等において、試食品・試供品を含むキャンペーン特別食材として提供する食材費（対象品目に限る）や、当該キャンペーン活動に要する経費を支援します。販売促進キャンペーンの例としては、おうちで和牛ウィーク、Let's 手巻き寿司ウィーク、カットフルーツウィーク、緑茶もう1袋プレゼントウィークなど、地域の特徴をいかした創意工夫による取組が挙げられます。

Q2：イベントの開催について支援を受けたい場合、具体的にはどのような手続きを行えば良いのか。

A：5. 補助事業者が、本事業による支援を希望する事業者を募集しています。詳しくは以下のリンク先を御覧ください。また、電話番号は、03-4477-2883です。

<https://chiikinosoui.jp/>

Q3：販売促進キャンペーンを実施する事業者自らが調達した食材を使用した場合は、支援の対象となるのか。

A：支援対象の品目かどうかを審査する必要があるため、補助事業者が実施する募集内容に従った手続を経ていただくようお願いします。また、ご不明の点は、補助事業者までお問い合わせください（電話番号 03-4477-2883）。